

山口県報

平成25年
6月11日
(火曜日)

目次

○告示	救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室).....	—
	救急病院の認定(地域医療推進室).....	—
○公告	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....	—
	山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労働政策課).....	—
	基本測量の実施(監理課).....	—
○選管告示	政治団体の名称等.....	三
	政治団体の異動事項.....	三
	解散等に係る政治団体の名称等.....	三

山口県告示第二百三十五号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十五年六月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地域医療支援病院オープンシステム 周南市慶万町一〇番一号

徳山医師会病院

山口県告示第二百三十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年六月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地域医療支援病院オープンシステム徳山医師会病院 周南市東山町六番一八号 平成二八、四、三〇

(二七七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年七月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山陽小野田市をつなぐ育成会

代表者の氏名 矢田 英治

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出三丁目一四番五号

(二七八) 山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十四期使用者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年

政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十五年六月十一日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 推薦者の資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

二 被推薦者の資格

使用者委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、使用者委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十五年六月十七日(月曜日)から同年七月十六日(火曜日)まで

五 その他

不明の点があるときは、山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三―三三三―一〇)に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地

名 称

代表者氏名

(印)

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会(補欠委員)の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 月 日	年 月 日
生 年 月 日		
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

候補者の学歴、職歴及び政党関係を詳細に記入した履歴書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(二七九) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年六月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)
- 二 作業の地域
下関市、宇部市、山口市、美祢市及び山陽小野田市
- 三 作業の期間
平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が
 あった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年六月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(年)月日
石飛孝道後援会	吉村 正義	田中 英世	萩市大字橋東1/89の665		平成25、5、1

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が
 あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年六月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年)月日
		新	旧	
自由民主党鹿野支部	代表者 藤本 佳美 会計責任者 野下//108の1	田村 節男 野下//108の1	木村 和男 国広 博雪 周南市大字鹿野下21/10の1	平成25、5、3/
自由民主党本郷支部	代表者 原田 信祐 会計責任者 岩藤 睦子	原田 信祐 岩藤 睦子	徳川 晴美 上野美代子 長門市東深川963の1	"/5
いわふじむつ子後援会	事務所 長門市東深川7064の3	伊藤 隆司	大島郡周防大島町大字東安下庄774の12	"/1
魚原満晴後援会	代表者 伊藤 隆司	伊藤 隆司	大島郡周防大島町大字東安下庄774の12	"/29
木藤昭仁後援会	事務所 宇部市浜田3丁目/番35号	青木 伸一	宇部市大字東須恵187の3	"/7
全日本不動産政治連盟山口県本部	会計責任者 青木 伸一	青木 伸一	倉田 康也 下松市大字笠戸島/42の1	"/3/
松尾一生後援会	事務所 下松市古川町/丁目5番20号	青木 伸一	倉田 康也 下松市大字笠戸島/42の1	"/28

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出
 があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年六月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日

平成二十五年六月十一日発行

発行人

山口県知事

日本維新の会衆議院山口県第1区支部	徳田 誠司	徳田 峰子	山口市下市町10番16号	平成25年5月13日
河村哲也後援会	片山 利行	河村 達	柳井市神代418307	平成24年12月31日